

## 稲沢サンドフェスタ協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢サンドフェスタ（以下「サンドフェスタ」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体及び個人（以下「企業等」という。）がサンドフェスタ及びサンドフェスタ関連行事（以下「サンドフェスタ行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、稲沢サンドフェスタ実行委員会（以下「委員会」という。）に対して行う次に掲げる行為をいう。

資金協賛 サンドフェスタ行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

2 前項に規定する協賛金の提供は、1万円を1口とする。

(協賛依頼)

第3条 委員会は、サンドフェスタの趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼する。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申出る企業等は、稲沢サンドフェスタ協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を委員会会長に提出するものとする。

2 委員会は、前項の申込みがあった場合、第8条第1項各号に掲げる項目について確認することとし、申出があった企業等が該当しないと認めるときは、ただちに第2条第1項の提供について、指示するものとする。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項に規定する資金協賛を行う企業等は、前条第2項の指示を受けた場合、速やかに稲沢サンドフェスタ実行委員会事務局へ協賛金を納付することとする。

2 委員会は、指定の金融機関への協賛金の納付、又は、協賛金の手渡しを確認した後、資金協賛を行った企業等に対して稲沢サンドフェスタ協賛受理書（様式第2号。以下「受理書」という。）を交付するものとする。

(協賛の特典)

第6条 第5条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、チラシや看板等に協賛者の名称を掲載することとする。

2 委員会は、前項に規定する協賛特典のほかに、必要に応じて、特典を追加するものとする。

(協賛金の使途)

第7条 協賛金は、次の各号に掲げる項目に充当することとする。

- (1) サンドフェスタ行事の実施に要すること。
- (2) サンドフェスタを広く周知するために要する事業であること。
- (3) その他サンドフェスタの開催に付随する事業で必要と認められること。

(協賛申込の不受理等)

第8条 委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を不受理とし、速やかに稲沢サンドフェスタ協賛申込不受理書(様式第3号)により申込者に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又はサンドフェスタを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者。
- (3) 法令又は公序良俗に反する者。
- (4) サンドフェスタについて、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者。
- (5) その他委員会が不相当と判断する者。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。